

建設工事請負契約約款取扱要綱

平成10年5月1日施行

令和7年4月1日改正

第1条関係（総則）

(1) 工事完成保証人の廃止にともなう履行保証制度の導入により、契約基本事項の明確化を図るため、次の事項について確認的に明記されることとなった。

- ① 受注者の工事完成義務及び発注者の代金支払義務
- ② 受注者の契約履行上知り得た秘密に関する守秘義務
- ③ 請求、通知、解除等の書面主義及び書面の提出方法
- ④ 発注者及び受注者の日本語使用
- ⑤ 金銭支払の日本円使用
- ⑥ 日本国法令への準拠
- ⑦ 管轄裁判所に関する合意
- ⑧ 共同企業体の特則

(2) 約款及び約款取扱要綱に定める各種別紙様式のほか、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及びその他契約事項に係る書面様式は、山形県建設工事請負契約約款で定める様式及び山形県が示す様式例を準用することができる。

第4条関係（契約の保証）

(1) 契約保証金については、次により取扱うこと。

① 請負契約締結時における取扱い

(イ) 落札者に対して納入通知書を交付し、領収証書の写しの提出を求めること。

(ロ) 落札者から領収証書の写しの提出を受けたときは、内容を確認の上、工事請負契約を締結すること。

(ハ) 領収証書の写しは、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

② 請負代金額の増額変更時の取扱い

(イ) 請負代金額の増額変更を行おうとする場合で、増額変更の金額が当初の請負代金額の30%を超えるときは、契約保証金の金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更すること。

(ロ) 受注者に対して、契約保証金の増額分に相当する金額の納入通知書を交付し、領収証書の写しの提出を求めること。

(ハ) 受注者から領収証書の写しの提出を受けたときは、内容を確認の上、工事請負契約を変更すること。

(ニ) 領収証書の写しは、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

③ 請負代金額の減額変更時の取扱い

(イ) 請負代金額の減額変更を行おうとする場合で、受注者から契約保証金の金額を変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額してほ

しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で受注者の欲する金額まで減額変更すること。

(ロ) 受注者に対して、契約保証金の減額分につき保証金の還付を求める旨の保証金還付請求書(別記様式(2))の提出を求めること。

(ハ) 受注者から保証金還付請求書の提出を受けたときは、内容を確認の上、工事請負契約を変更し、契約保証金の減額分を還付すること。

(ニ) 保証金還付請求書の写しを、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

④ 受注者の債務不履行による解除時の取扱い

(イ) 第49条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、契約保証金を違約金に充当すること。

(ロ) 違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収すること。

⑤ 工事完成時の取扱い

(イ) 受注者に対して、保証金還付請求書の提出を求めること。

(ロ) 受注者から保証金還付請求書の提出を受けたときは、内容を確認の上、契約保証金を還付すること。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等については、次により取扱うこと。

① 「有価証券等」とは、国債、地方債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行若しくは発注者が確実と認める金融機関(出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。))をいう。以下同じ。)が振出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権をいうものであること。

② 請負契約締結時における取扱い

(イ) 落札者に対して、有価証券等及び保管有価証券提出書(別記様式(3))の提出を求めること。

(ロ) 落札者から有価証券等及び保管有価証券提出書の提出を受けたときは、内容を確認の上、落札者に保管有価証券領収証書を交付し、工事請負契約を締結すること。

(ハ) 保管有価証券提出書及び保管有価証券領収証書の写しを、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

③ 請負代金額の増額変更時の取扱い

(イ) 請負代金額の増額変更を行おうとする場合で、増額変更の金額が当初の請負代金額の30%を超えるときは、契約保証金の金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更すること。

(ロ) 受注者に対して、契約保証金の増額分に相当する金額の有価証券等及び保管

有価証券提出書の提出を求めること。

(ハ) 受注者から、有価証券等及び保管有価証券提出書の提出を受けたときは、内容を確認の上、受注者に保管有価証券領収証書を交付し、工事請負契約を変更すること。

④ 請負代金額の減額変更時の取扱い

(イ) 請負代金額の減額変更を行おうとする場合で、受注者から契約保証金の金額を変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときには、契約保証金の金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で受注者の欲する金額まで減額変更（ただし、保管有価証券の可分性を考慮して、減額分を決定すること。）すること。

(ロ) 受注者に対して、契約保証金の減額分につき保管有価証券の還付を求める旨の保管有価証券還付請求書（別記様式(4)）の提出を求めること。

(ハ) 受注者から保管有価証券還付請求書の提出を受けたときは、内容を確認の上、工事請負契約を変更し、契約保証金の減額分に代わる保管有価証券を還付すること。

(ニ) 保管有価証券還付請求書の写しを、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

⑤ 受注者の債務不履行による解除時の取扱い

(イ) 第49条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、契約保証金に代わる保管有価証券を、すみやかに換価し、違約金に充当すること。

(ロ) 違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収すること。

⑥ 工事完成時の取扱い

(イ) 受注者に対して、保管有価証券還付請求書の提出を求めること。

(ロ) 受注者から、保管有価証券還付請求書の提出を受けたときは、内容を確認の上、契約保証金に代わる保管有価証券を還付すること。

(ハ) 保管有価証券還付請求書の写しを、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

(3) 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の保証については、次により取扱うこと。

① 「発注者が確実と認める金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関で、銀行を除く、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいうものであること。

② 「保証事業会社」が保証の対象とする工事は、前払金の支出が予定されているも

のに限定されること。

③ 請負契約締結時における取扱い

(イ) 落札者に対して、金融機関等の保証に係る保証書の提出を求めること。

(ロ) 落札者から保証書の提出を受けたときは、内容を確認の上、工事請負契約を締結すること。

④ 請負代金額の増額変更時の取扱い

(イ) 請負代金額の増額変更を行おうとする場合で、増額変更の金額が当初の請負代金額の30%を超えるときは、契約保証金の金額及び保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更すること。

(ロ) 受注者に対して、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書の提出を求めること。

(ハ) 受注者から変更契約書の提出を受けたときは、内容を確認の上、工事請負契約を変更すること。

(ニ) 変更契約書は、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

⑤ 請負代金額の減額変更時の取扱い

(イ) 請負代金額の減額変更を行おうとする場合で、受注者から契約保証金額及び保証金額を変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときには、契約保証金額及び保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で受注者の欲する金額まで減額変更すること。

(ロ) 受注者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書（別紙様式(5)）を交付し、指定する日に、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出することを求めること。

(ハ) 受注者から変更契約書の提出を受けたときは、内容を確認の上、変更契約書を受理すること。

(ニ) 変更契約書は、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

⑥ 工期の延長時の取扱い

(イ) 工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更すること。

(ロ) 受注者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書の提出を求めること。

(ハ) 受注者から変更契約書の提出を受けたときは、内容を確認の上、工事請負契約を変更すること。

⑦ 工期の短縮時の取扱いについて

(イ) 工期の短縮を行おうとする場合で、受注者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間

を変更後の工期を含む範囲で短縮変更すること。

(ロ) 受注者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、指定する日に、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出することを求めること。

(ハ) 受注者から変更契約書の提出を受けたときは、内容を確認の上、変更契約書を受理すること。

(ニ) 変更契約書は、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

⑧ 履行遅延時の取扱い

(イ) 第47条第1項の規定により損害金を徴収して、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更すること。

(ロ) 受注者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書の提出を求めること。

(ハ) 受注者から変更契約書の提出を受けたときは、内容を確認の上、変更契約書を受理すること。

(ニ) 変更契約書は、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

⑨ 受注者の債務不履行による解除時の取扱い

(イ) 第49条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金請求書（別記様式(6)）及び解除通知（別記様式(7)）の写しを金融機関等に提出すること。

(ロ) 金融機関等に対して納入通知書を交付すること。

(ハ) 違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収すること。

⑩ 工事完成時の取扱い

(イ) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関が保証した場合にあっては、受注者から工事目的物の引渡しを受けたときは、保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）を受注者を通して銀行又は発注者が確実と認める金融機関に返還するものとし、保証事業会社が保証した場合にあっては、受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、保証書をそのまま工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

(ロ) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証書を受注者に交付する際には、受注者から保証書を受領した旨の受領書（別記様式(8)）を提出させ、受領書及び保証書の写しを工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

(4) 公共工事履行保証証券については、次により取扱うこと。

① 請負契約締結時における取扱い

- (イ) 落札者に対して、公共工事履行保証証券に係る証券の提出を求めること。
- (ロ) 落札者から公共工事履行保証証券に係る証券の提出を受けたときは、内容を確認の上、工事請負契約を締結すること。
- (ハ) 公共工事履行保証証券に係る証券は、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

② 請負代金額の増額変更時の取扱い

- (イ) 請負代金額の増額変更を行おうとする場合で、増額変更の金額が当初の請負代金額の30%を超えるときは、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更すること。
- (ロ) 受注者に対して、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めること。
- (ハ) 受注者から異動承認書の提出を受けたときは、内容を確認の上、工事請負契約を変更すること。
- (ニ) 異動承認書は、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

③ 請負代金額の減額変更時の取扱い

- (イ) 請負代金額の減額変更を行おうとする場合で、受注者から保証金額を変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で受注者の欲する金額まで減額変更すること。
- (ロ) 受注者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、指定する日に、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めること。
- (ハ) 受注者から異動承認書の提出を受けたときは、内容を確認の上、異動承認書を受理すること。
- (ニ) 異動承認書は、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

④ 工期の延長時の取扱い

- (イ) 工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更すること。
- (ロ) 受注者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めること。
- (ハ) 受注者から異動承認書の提出を受けたときは、内容を確認の上、工事請負契約を変更すること。

⑤ 工期の短縮時の取扱いについて

- (イ) 工期の短縮を行おうとする場合で、受注者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更すること。
- (ロ) 受注者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、

指定する日に、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めること。

(ハ) 受注者から異動承認書の提出を受けたときは、内容を確認の上、異動承認書を受理すること。

(ニ) 異動承認書は、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

⑥ 履行遅延時の取扱い

(イ) 第47条第1項の規定により損害金を徴収して、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更すること。

(ロ) 受注者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めること。

(ハ) 受注者から異動承認書の提出の受けたときは、内容を確認の上、異動承認書を受理すること。

(ニ) 異動承認書は、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

⑦ 受注者の債務不履行による解除時の取扱い

(イ) 第49条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金請求書、解除通知の写し及び公共工事履行証券に係る証券を保険会社に提出すること。

(ロ) 保険会社に対して、納入通知書を交付すること。

(ハ) 違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収すること。

⑧ 工事完成時の取扱い

受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、公共工事履行証券に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）をそのまま工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

(5) 履行保証保険については、次により取扱うこと。

① 請負契約締結時における取扱い

(イ) 落札者に対して、履行保証保険に係る証券の提出を求めること。

(ロ) 落札者から、履行保証保険に係る証券の提出を受けたときは、内容を確認の上、工事請負契約を締結すること。

(ハ) 履行保証保険に係る証券は、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

② 請負代金額の増額変更時の取扱い

(イ) 請負代金額の増額変更を行おうとする場合で、増額変更の金額が当初の請負代金額の30%を超えるときは、保険金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更すること。

(ロ) 受注者に対して、保険金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めること。

(ハ) 受注者から異動承認書の提出を受けたときは、内容を確認の上、工事請負契約の変更をすること。

(ニ) 異動承認書は、工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

③ 請負代金額の減額変更時の取扱い

履行保証保険の場合にあっては、保険金額の減額は行われないこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

④ 工期の延長時の取扱い

履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続を行わなくて差し支えないこと。

⑤ 工期の短縮時の取扱いについて

履行保証保険の場合にあっては、保険期間の短縮は行われないこととなっているので、保険期間の短縮は行わないものとする。

⑥ 履行遅延時の取扱い

履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続を行わなくても差し支えないこと。

⑦ 受注者の債務不履行による解除時の取扱い

(イ) 第49条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保険金額が違約金の金額未満の場合は保険金額）を記載した保険金請求書（別記様式(6)）、解除通知の写し及び履行保証保険に係る証券を保険会社に提出すること。

(ロ) 保険会社に対して、納入通知書を交付すること。

(ハ) 違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収すること。

⑧ 工事完成時の取扱い

受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、履行保証保険に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）をそのまま工事請負契約書とともに編てつしておくこと。

(6) 1件200万円を超える契約は金銭的保証とすること。

① 3号の規定に基づく保証事業会社（東日本保証㈱）の契約保証は、約款に規定する前金払い金額以上となるので留意のこと。

② 契約保証金は、現金、有価証券、銀行、金融機関、履行保証保険（損保）の保証とする。

第6条関係（権利義務の譲渡等）

第1項ただし書の規定による承諾は、次の場合以外は原則として認めないものとする。

- (1) 受注者において、組織替えが行われるとき。
- (2) 権利質の設定については、当該年度における工事請負代金額の全額が債務負担行為により発注され、請負代金額が翌年度以降に支払われる場合で、一般の請負契約に比し工事代金額の受領まで相当の期間がある場合。なお、この場合において権利質の設定限度額は、請負代金額の80%以内の額とし、請負代金額が増額された場合は、その増額分の権利質の追加設定は認めないものとする。
- (3) 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度(下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度)に基づいて債権譲渡が行われるとき。ただし、以下の工事は除くものとする。
 - ① 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
 - ② 次の工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事
 - (イ) 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - (ロ) 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ③ 約款第48条第1項の規定に基づき、代替履行を必要とする工事
 - ④ 地域建設業経営強化融資制度の場合にあつて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項及び第167条10の2第2項(第167条の13において準用する場合を含む)の規定に基づき落札者を決定するために行う調査(以下「低入札価格調査」という。)の対象となった工事であり、かつ、調査基準価格(低入札価格調査を行う基準となる価格)未滿で契約を締結した工事
 - ⑤ その他受注者の施工する能力に疑義が生じているなど、債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事
- (4) 売掛債権担保融資保証制度を活用するために債権譲渡が行われるとき。ただし、債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事は除くものとする。

第17条関係(工事用地の確保等)

「受注者が工事の施工上必要とする日」とは、受注者の工事の進捗状況を勘案して、現実に受注者が工事を施行するために用地を必要とする日をいうものであること。

なお、工事用地が確保できないため、受注者が工事に着手できない部分又は工事を続行できない部分がある場合には、工事の全部又は一部の中止命令を出さなければならないものであること。

第21条関係(工事の中止)

- (1) 請負代金額を変更する場合の基準は、当初の設計金額と請負代金額との比率を変更後の設計金額に乗じた額(千円未滿の端数がある場合は、切り捨てる。)等とすること。

- (2) 第3項にいう「必要な費用」とは、工事中止期間中の材料置き場、現場詰所等の借地料、工事現場の保安に要する経費、監督職員の指示により、工事中止期間中においても工事現場に備え置いた機械、器具の損料等、不用となった工事材料の売却損失、使用されなくなった建設機械の損料等の経費をいうものである。

第24条関係（工期の変更方法）

- (1) 本条第1項の規定による通知は、（別記様式(9)）により行うこと。
(2) 本条第2項の規定による通知は、（別記様式(10)）により行うこと。

第25条関係（請負代金額の変更方法）

- (1) 本条第1項の規定による通知は、（別記様式(9)）により行うこと。
(2) 本条第2項の規定による通知は、（別記様式(10)）により行うこと。

第26条関係（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

- (1) 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が2箇月以上ある場合に行うものとする。
- (2) 変更前算工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、スライドの請求があった日から起算して14日以内で、発注者と受注者とが協議して定める日において、監督職員に確認させるものとする。この場合において、受注者の責めにより遅延していると認められる工事量は残工事量に含めないものとする。
- (3) 受注者と協議するためのスライド額は、次の式により算定すること。ただし、この額が受注者からの請求額を超えるときは、受注者からの請求額とすること。

$$S = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15 / 1000)]$$

この式において、S、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

S = スライド額

P_1 = 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 = 変動後の賃金又は物価を基礎として算出した残工事に相応する額 × 当初請負代金額 / 当初設計金額

- (4) 第4項に規定する再スライドを行う場合には、(1)から(2)までを準用すること。
- (5) 第6項は、海外における戦争、動乱等の影響による国際価格の変動等予期することのできない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となった場合に適用されるので、その運用にあたっては、その趣旨に留意し、遺憾のないよう措置すること。

第31条関係（不可抗力による損害）

- (1) 不可抗力による損害の対象となるものは、確認、検査又は立会い、その他受注者の工事の記録により確認し得るもので、工事目的物、工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は建設機械器具であるが、この場合、現場搬入済みの工事材料とは、監督職員による確認済みの工事材料のほか、前記確認を要しないものであっても損害の状況を確認できるものは含まれるものであること。
- (2) 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいうもの

であること。

- (3) 第6項の損害額の累計を算出する場合において、1回の損害額が当初の請負代金額の1/100の額に満たないもの又は10万円に満たないものは、損害額に含めないこと。

第32条関係（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

発注者は、この約款の各条項に基づき、請負代金額を増額し、又は費用を負担すべき場合において、予算現額がない場合には、設計図書を変更し工事を縮小しなければならないものであること。

第33条関係（検査及び引渡し）

工事完成検査の復命については、請負工事（中間・出来形・一部完成・完成）検査復命書（別記様式(11)）で取り扱うこと。

第36条関係（前金払）

- (1) 前金払は、1件200万円を超える工事の請負代金額の10分の4以内とする。
- (2) 中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択を行うものとする。
- (3) 中間前金払を選択した場合は、その後に部分払を請求することはできず、また部分払を選択した場合は、その後に中間前金払を請求することはできないものとする。ただし、中間前金払を選択した後、当該工事が天候の不良等受注者の責めに帰すことができない事由その他正当な事由により年度内に完成することができず繰越された場合については、この限りではない。
- (4) 債務負担行為（継続費を含む。）に係る工事については、中間前金払を選択した場合であっても部分払を請求することができるものとする。

第39条関係（部分払）

- (1) 契約金額200万円を超える工事を対象とする。
- (2) 第1回目の部分払を請求することができる出来形は、原則として40%以上とすること。ただし、前払金を請求していない場合は、この限りでない。
- (3) 請求額に千円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

第41条関係（債務負担行為に係る契約の特則）

債務負担行為で契約する場合は、各会計年度ごとの支払限度額及び出来高予定額を定めておくこと。なお、出来高予定額を定める場合には、最終年度を除き、支払限度額の10/9以上の出来高予定額を定めておく必要がある。ただし、単年度ごとの設計図書において実施額を定めた場合には、第36条第1項の指定部分に係る工事に準じて取扱うものであること。

第44条関係（第三者による代理受領）

第1項の承諾は、部分払及び完成払のつど請求書と併せ委任状を受理することにより行うものとする。ただし、請負代金の受領を受注者の支店長又は出張所長に委任した場合において同一人が引続き受領するときは、第1回の代金請求の際の委任状を受理することにより、その後の請求についての委任状の添付は要しないものとする。

第48条関係（公共工事履行保証証券による保証の請求）

- (1) 第5条第1項の規定により公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、第49条第1項各号に定める事由に該当したときには、請負契約を解除せずに、保険会社に代替履行業者を選定して残工事を完成させるよう請求すること。
- ① 保険会社に対して代替履行請求書兼債権譲渡承諾書（別記様式(12)）により、代替履行の請求を行うとともに請負代金債権の譲渡（受注者から保険会社へ）を承諾すること。
 - ② 受注者に対して代替履行請求通知書兼債権譲渡通知書（別記様式(13)）により、保険会社に代替履行業者を選定し当該工事を完成させるよう請求したこと及び請負代金債権の譲渡を承諾したことを通知すること。
 - ③ 保険会社から代替履行業者選定報告書兼債権譲渡承諾書（別記様式(14)）により、代替履行業者選定の報告及び請負代金債権の譲渡（保険会社から代替履行業者へ）の承諾依頼を受けること。
 - ④ 保険会社に対して代替履行業者選定承認書兼債権譲渡承諾書（別記様式(15)）により、代替履行業者選定及び請負代金債権の譲渡（保険会社から代替履行業者へ）を承認すること。
 - ⑤ 保険会社及び代替履行業者から代替履行承諾書（別記様式(16)）により、権利義務承継の承諾の意思表示を受けること。
- (2) 保険会社が、保証金の支払による保証債務の履行を選択した場合には、受注者が発注者に負う損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務は消滅することとなり、発注者が保証金受領後に契約を解除しても、さらに、受注者に対して違約金その他損害賠償金を請求することができないものであること。